

協同農業普及事業をめぐる情勢

令和8年4月

農産局 技術普及課

農林水産省

目 次

• 協同農業普及事業の役割・概要	1・2
• 協同農業普及事業の運営方針	3
• 普及指導体制の状況	4・5
• 普及指導員の任用資格	6
• 普及指導員の資質の向上	7
• 農業革新支援専門員の配置	8
• 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和6年度末）	9
• （参考1・2）協同農業普及事業における普及活動例	10～16
• （参考3）新しい運営指針のポイント	17
• （参考4）令和8年度普及事業関連予算の概要	18・19
• （参考5）協同農業普及事業の変遷	20

1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する**普及指導員**（国家資格を有する都道府県職員）が、**直接農業者に接して、現場での農政課題解決を総合的に支援**する役割を担う。

農業人材の育成・確保

- ・ 農業者への巡回指導
- ・ 品質向上のための技術講習会の開催
- ・ 経営管理・農作業安全に関する研修の実施
- ・ 女性の農業経営への参画の推進



新技術等の現場定着

- ・ スマート農業技術、農業支援サービスの活用促進
- ・ みどりの食料システム戦略の推進

ドローンによる農薬散布

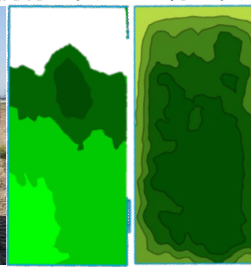


可変施肥



可変施肥散布機

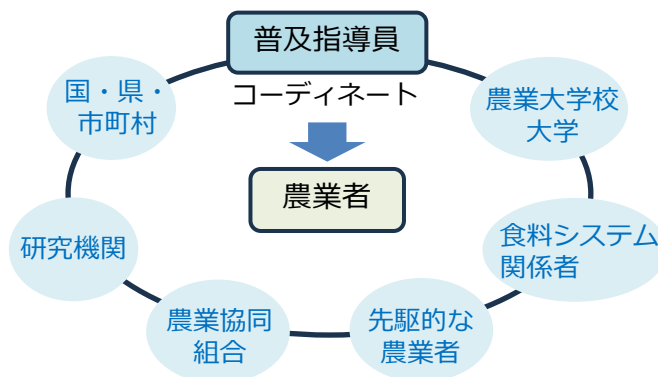
施肥マップ 生育マップ



可変施肥マップと散布後の生育マップ

関係機関のコーディネート

- ・ 行政機関、研究機関、教育機関、食料システム関係者など多様な関係者と農業者との結び付け
- ・ 加工・業務用需要への対応、輸出向け農産物や有機農産物需要への対応など、マーケットインの生産体制の構築支援
- ・ 地域計画のブラッシュアップに向けた支援

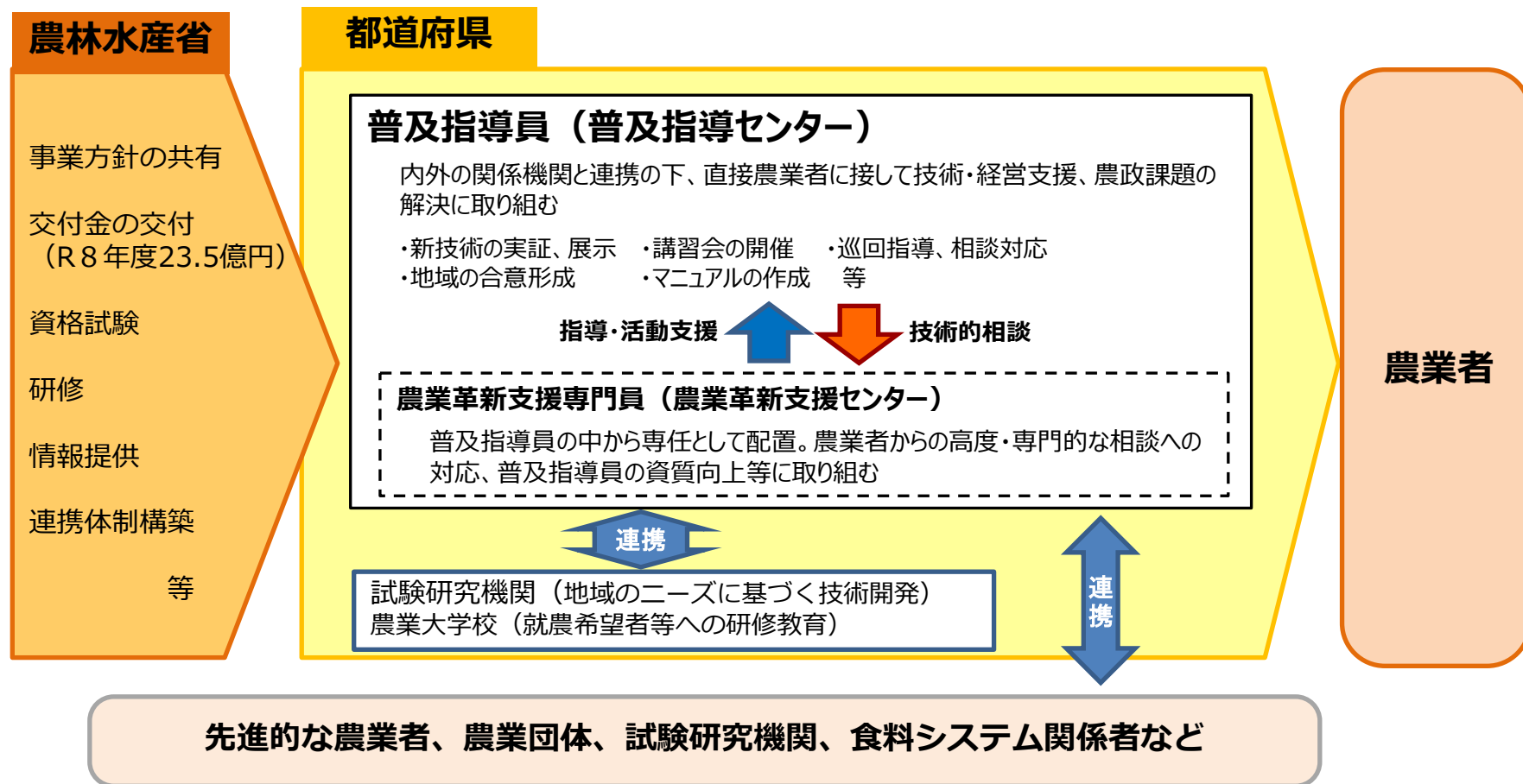


その他の取組

- ・ 気候変動に対応した農業の推進
- ・ 鳥獣被害防止に向けた支援
- ・ 自然災害への備えや営農再開に向けた支援

2 協同農業普及事業の概要

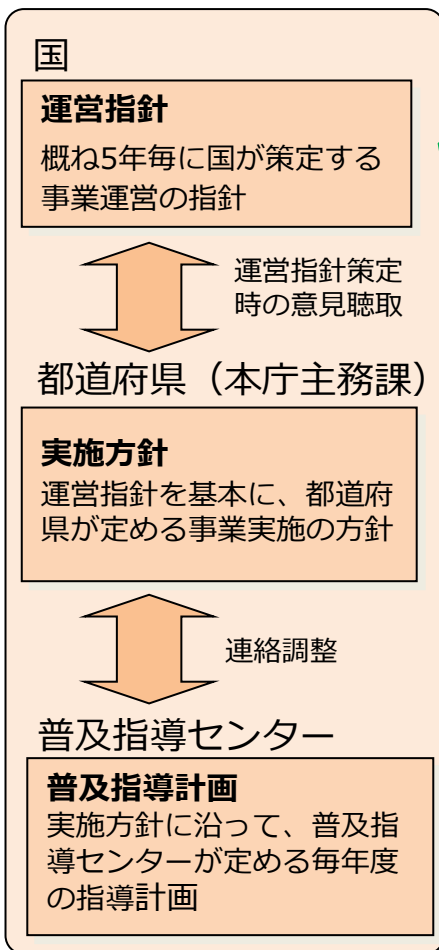
- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。
- 事業実施にあたっては、国と都道府県が事業方針を共有し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



3 協同農業普及事業の運営方針

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な事業方針を明確化し、共有するため、**国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定**。また、概ね5年毎に策定する運営指針を補足するものとして、時々の重要な農政課題等を踏まえたガイドラインを策定。
- 都道府県は、**運営指針を基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定**。また、実施方針に沿って**普及指導センター単位で普及指導計画を策定**し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○事業の運営の流れ



協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）（令和7年4月30日告示）

取り組む基本的課題

1 担い手の育成・確保

地域計画に位置付けられた担い手の育成のほか、女性の参画、農業支援サービスや多様な人材の活用等を推進

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、農業支援サービスの活用促進等を推進

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動適応策のほか、有機農業の面積拡大、化学農薬・化学肥料の適正利用など、みどり戦略に位置付けた新技術の導入を推進

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料の国内資源の利用拡大、家畜伝染病疾病予防、輸出拡大など国内供給力の強化等を推進

5 農村の振興

地域計画の実現に向けた合意形成支援、中山間地等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えや復旧・復興に向けた取組を推進

重点的に取り組む普及指導活動

○担い手の育成・確保に向けた支援の充実・強化

次世代の担い手への円滑な生産基盤の継承、法人化や労働環境の整備、女性農業経営者の技術習得等を推進

○スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術及び生産方式の導入に関する相談体制の整備と計画づくりに対する伴走支援等を推進

○農業支援サービスの活用の促進

サービス事業者に関する情報や、サービス活用を通じて資材コストを低減する経営手法に関する情報等の提供を推進

○マーケットインの生産体制の構築

食料システム関係者等との連携の下、産地の労働力等を踏まえた品種、栽培方法の選定と技術指導等を推進

普及指導活動の効果的な実施

○農業者に対する支援の充実・強化

施策情報の提供、ICTの積極的な活用、地域計画に係る話合いのコーディネート等の推進

○食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

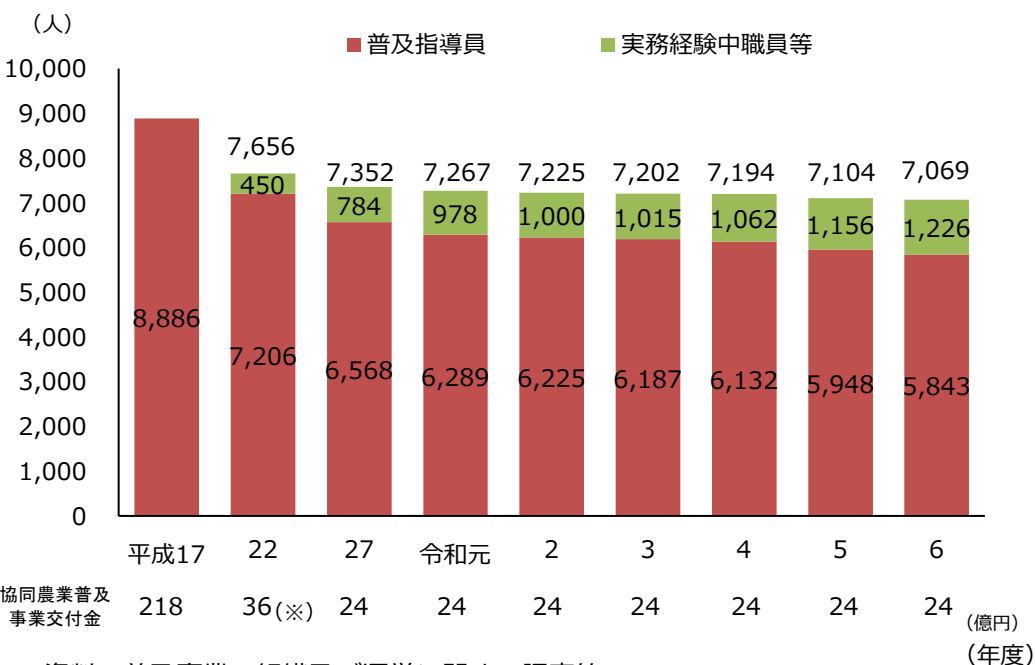
産地プロデュース機能の発揮と連携機会の創出

○試験研究機関との連携強化等

4 普及指導体制の状況①

- 普及職員数は、地方の行財政改革等により全国的には減少してきたが、**近年は横ばいで推移**。
- 普及職員の年齢構成は、**若手層とベテラン層が二極化**しているが、**近年は若手層の割合が増加傾向**。
- 普及職員全体に占める女性割合は33%であるが、このうち**実務経験中職員等の女性割合は41%**となっており、今後更に普及指導活動における女性の活躍が期待される。

○普及職員数の推移



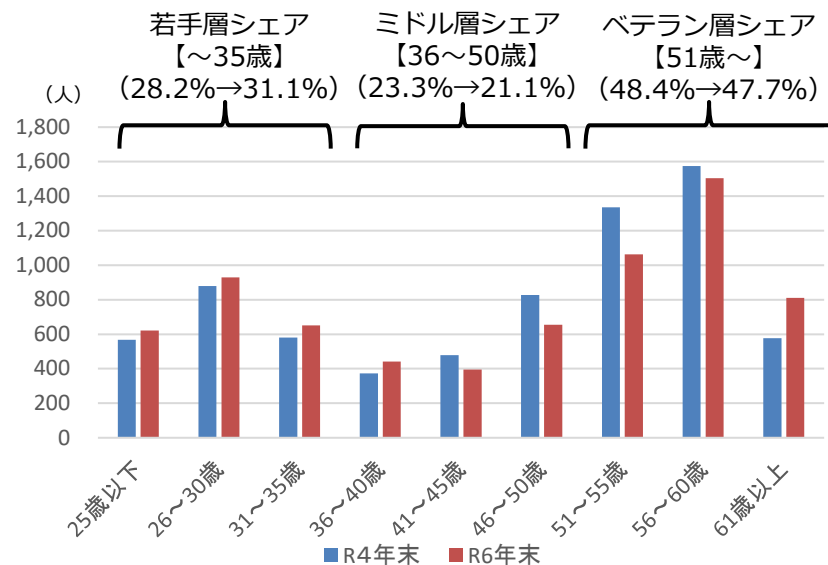
資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

注：数値は各年度末の人数。

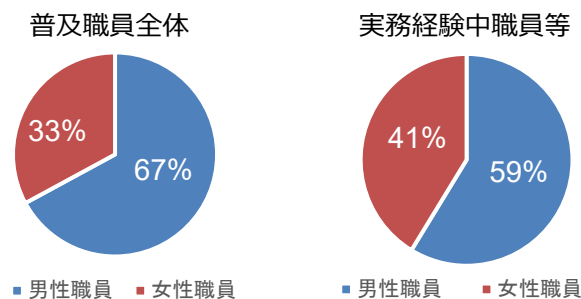
協同農業普及事業交付金の数値は実績額。

(※) 都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲。

○普及職員の年齢構成割合の推移



○普及職員の男女割合（令和6年度末）



5 普及指導体制の状況②

- 普及指導センター数についても、近年の事業の多様化や地域の実情、地方の行財政改革等を受けて、組織再編が進行したが近年は横ばいで推移。現在、全国に362箇所（このほか支所等117箇所）設置されており、普及指導員の約9割が所属している。

○普及指導センター数の推移

（単位：箇所）

	H10	15	20	25	30	R4	5	6
普及指導センター数	510	456	387	366	360	361	361	362
（参考） 支所・駐在所等	62	55	124	128	121	117	117	117

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

注：数値は各年度末の設置数。

○普及指導員の所属場所（令和6年度）

（単位：人、%）

	普及指導センター	本庁主務課	試験研究機関	農業大学校	その他	合計
該当県数	47	26	9	23	12	—
設置数（人）	5,224	227	72	247	73	5,843
割合（%）	89.4	3.9	1.2	4.2	1.2	100

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査等

注：試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

○普及指導員の担当部門別設置数（令和6年度末）

（単位：人）

分野	作物	うち		野菜	果樹	工芸作物	花き	畜産	土壌肥料	病虫害
		稲作	普通畑作物							
設置人数	1,153	778	738	1,517	668	172	567	579	337	287

分野	担い手育成		環境保全型農業		農業労働	農業機械	農業経営 （マーケティングを含む）	農家経営 （生活改善を含む）	農産物活用 （流通・加工、直売を含む）	農村環境 （鳥獣害対策を含む）	普及指導活動	その他
	うち青少年	うち有機農業										
設置人数	721	279	254	149	105	83	552	273	271	229	208	1,452

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査

注：数値は令和6年度末の設置数。複数分野の担当者がいるため、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

6 普及指導員の任用資格

- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。受験にあたっては、普及指導センター等における一定期間の実務経験が要件。
- 資格試験は、全国的に普及指導員としての一定水準以上の資質を確保するために国が統一的に実施。

任用資格

以下のいずれかに該当する者

- (1) 普及指導員資格試験の合格者
- (2) 過去15年のうち12年以上、試験研究、教育等に従事している者
- (3) 管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士、弁理士又は中小企業診断士の有資格者

受験資格

以下の職務に従事した一定年数^(注)以上の経験があること。

- (1) 農業又は家政に関する試験研究
- (2) 農業又は家政に関する教育
- (3) 農業又は家政に関する技術の普及指導

- (注)・ 学歴が大学院修士課程修了の場合は2年、大学等卒業の場合は4年、短期大学等卒業の場合は6年、高等学校卒業の場合は10年。
・ ただし、大学院修士課程修了の場合を除き、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮。

○普及指導員資格試験の実施状況 (単位：人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
令和元年度	612	381	62.3
2年度	701	452	64.5
3年度	709	483	68.1
4年度	655	479	73.1
5年度	683	427	62.5
6年度	769	432	56.2
7年度	925	570	63.3

資料：農林水産省技術普及課調べ

試験の内容

- 書類審査
筆記試験
- 実務経験の内容等
①農業全体に関する基礎的な知識
②農業に関する高度かつ専門的な技術に関する知識
③農業現場における課題解決能力
- 口述試験
- 普及指導員として必要な資質等

スケジュール

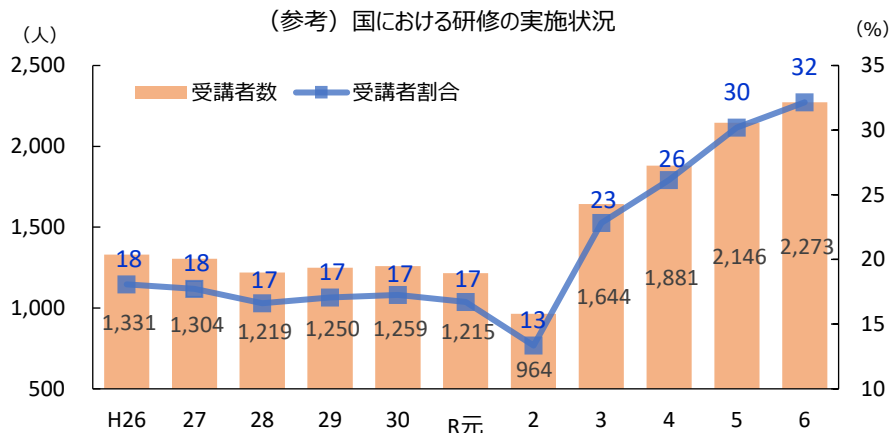
- 5月上旬：試験実施公告
6月上旬：受験願書提出締め切り
8月中旬：筆記試験
11月下旬：口述試験
12月下旬：合格発表

7 普及指導員の資質の向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、**国と都道府県がそれぞれの役割分担の下で、計画的に普及指導員の資質の向上を図る研修等を実施。**

国の役割

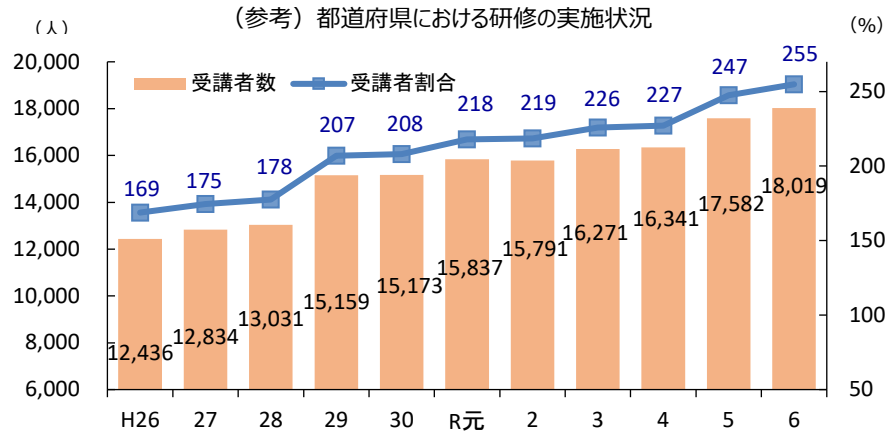
- 国と県の役割分担を踏まえた研修体系を策定。
- スマート農業やみどりの食料システム戦略など農政上の重要課題に係る研修や普及指導員のステージに応じた研修等を実施。
- 都道府県における研修が効果的・効率的に実施されるよう、研修講師や講義資料に関する情報提供を実施。



注：R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により複数中止。R2年度途中よりオンライン開催等により実施しており、R3年度以降は受講者数が増加している。

都道府県の役割

- 普及指導員の能力が継続的に取得されるよう、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定。
- 専門分野の知識・技術の研修やOJT研修など、より実践的な研修を実施。
- 国や外部機関が行う研修を都道府県において有効に活用。



注：H26年から調査内容の変更に伴い、より実態に合った受講者数となっている。

研修体系

① 実践指導力の確立期

- ・普及指導員の役割・目的意識の醸成に関する研修
- ・基礎的な普及指導方法の習得に関する研修 等

② 専門指導力の確立期

- ・専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上に関する研修 等

③ 総合指導力の確立期

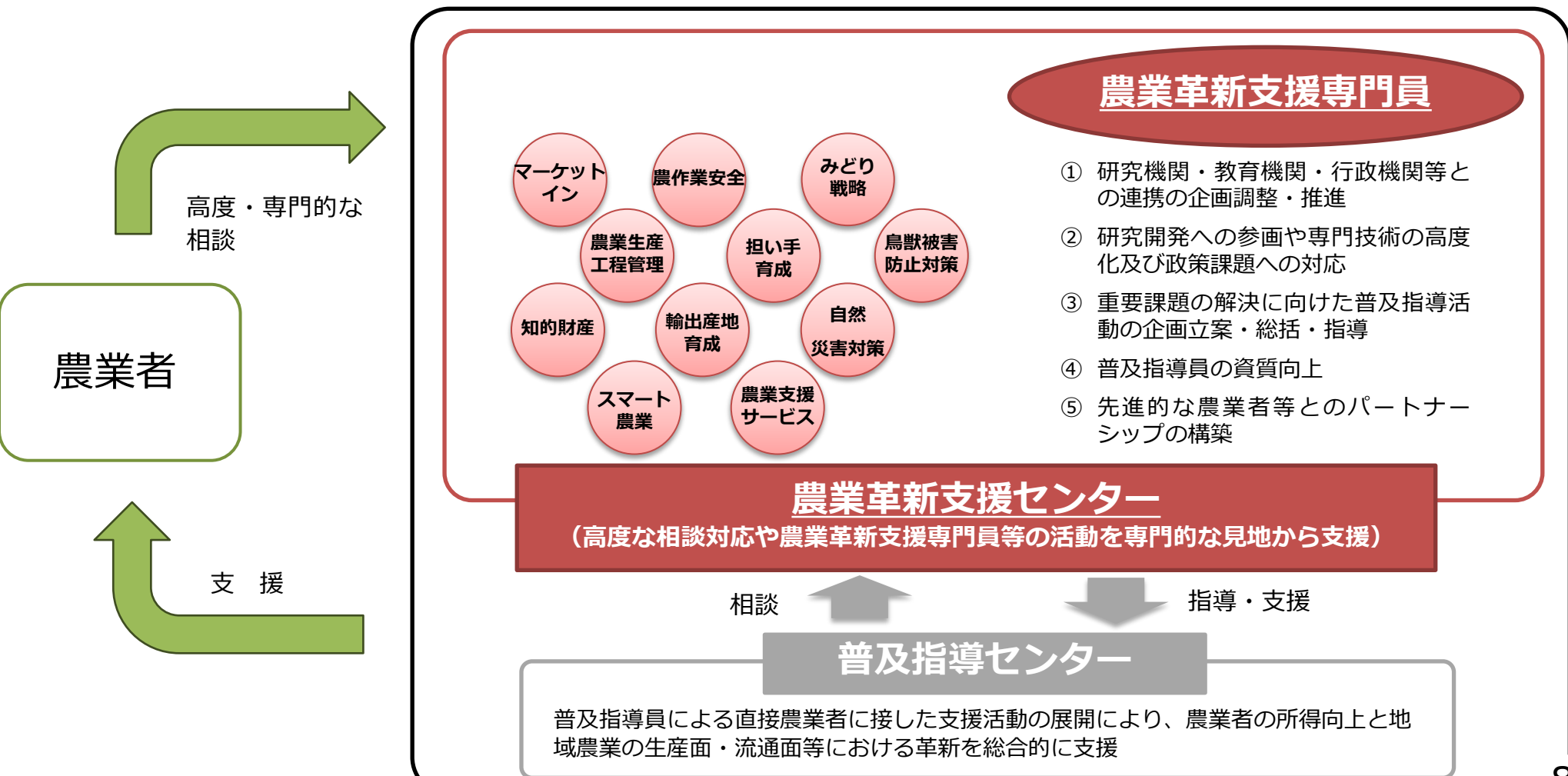
- ・②に加え、普及指導方法の高度化に関する研修
- ・若手普及指導員の育成に資する人材育成に関する研修 等

④ 企画・運営力の確立期

- ・普及指導活動の総合的な企画調整に関する研修
- ・普及指導活動の管理運営等に関する研修 等

8 農業革新支援専門員の配置

- より質の高い普及指導活動を展開するため、平成24年度より、①研究、行政等との連携、②研究への参画等、③普及活動の企画・立案・総括、④普及指導員の資質向上、⑤先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等を担う農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する旨を運営指針に位置づけ。〔全国で計618名配置（令和6年度末）〕
- また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。〔全47都道府県で設置〕



9 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和6年度末）

（単位：人）

分野	土地利用型作物		園芸			畜産	農業生産 工程管理 (GAP)	農作業安全	総合防除 (IPM)	持続可能な 農業
	稲作	普通畑作物	野菜	果樹	花き					
設置人数	64	61	107	61	62	70	53	36	7	51

分野	鳥獣被害 防止対策	担い手育成		自然災害 対策	6次 産業化	スマート 農業	輸出産地 育成	知的財産	普及指導 活動	都道府県 が定める 分野	実配置 人数
		就農	経営								
設置人数	44	45	58	29	41	78	1	5	69	86	618

資料：普及事業の組織及び運営に関する調査

注：数値は令和6年度末の設置数。複数分野の担当者がいるため、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

○農業革新支援専門員の設置根拠（運営指針 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう配慮するものとする。

○農業革新支援専門員の選定基準（ガイドライン 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

（4）農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、農業改良助長法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。

(参考1) 協同農業普及事業における普及活動例について

- 各都道府県が選定した重点的に取り組まれている事例を[農林水産省HP](#)においても紹介。

農林水産省 普及事業のホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_zirei/index.html



農林水産省 [English](#) [こどもページ](#) [サイトマップ](#) 文字サイズ [標準](#) [大きく](#)

[逆引き事典から探す](#) [組織別から探す](#) [キーワードから探す](#) Google 検索 [検索](#)

[会見・報道・広報](#) [政策情報](#) [統計情報](#) [申請・お問い合わせ](#) [農林水産省について](#)

ホーム > 農産 > 普及事業ホームページ > 普及活動事例

普及活動事例

普及指導員は、直接農家の皆さんに接して、技術の指導を行ったり、色々な相談にお答えしたりしています。このページでは、普及指導員の活動とその成果をご紹介します。

重点プロジェクト計画

普及指導員の活動には、農家からの要請により個別に技術等の指導を行う要請活動と、対象と目標を設定して計画的に地域に働きかける計画活動があります。この計画活動については、平成25年度から、全国の普及組織において、「重点プロジェクト計画」が実施されています。「重点プロジェクト計画」は、次に示す1~3の条件の全てに該当する普及指導活動です。

1. 現場における重要な課題について、農業革新支援専門員が主体となり、普及指導センター等と連携して策定した計画であること。
2. 計画には3~5年後の目標、具体的活動内容、関係機関等との連携内容、普及指導活動の体制等が含まれていること。
3. 民間等との役割分担を図りつつ、公的機関が担うべき分野に係る内容となるよう努めていること。

協同農業普及事業の成果事例集（年度別）

「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成27年5月11日農林水産省告示第1090号）に示した普及指導活動の展開方向に合致し、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（平成27年5月14日付け27生産第519号農林水産省生産局長通知）別紙1に示した「協同農業普及事業において重点的に推進する取組」に該当する普及指導活動の取組のうち、都道府県がPRしたい取組を紹介いたします。

協同農業普及事業の取組事例（令和7年度） New!

（掲載例）

群馬県 施設園芸における環境制御、ICT技術の普及推進
【重点プロジェクト計画】 活動期間：平成27年度～（継続中）

概要

- 環境制御技術を取り入れ、生産性向上による経営力強化を目指した。
- CO₂施用+ハウス内の環境要因のモニタリングの実証はを設置し、温室環境や生育の見える化を進めた。
- 生産者による自主勉強会の発足を促し、BIツールによるデータの解析と見える化、クラウド利用によるデータ共有など、ICTの利用を進めた。
- 施設野菜農家向けに「ぐんまの施設果菜環境制御技術と導入例」（令和元年度）および「環境制御技術ガイドライン」（令和2年度）を作成。バラ農家向けには環境制御技術事例集「ぐんまのバラ栽培環境制御技術と活用例」（令和3年度）を作成し、環境制御技術の普及に寄与した。

具体的な成果

- 1 主な自作での環境制御関連機器の導入状況
■ CO₂発生機の導入(H27 → R5)
キュウリ 20戸 → 135戸(保有率約16%)
イチゴ 88戸 → 105戸(保有率約29%)
バラ 15戸 → 18戸(保有率約67%)
■ 環境測定装置の導入(H27 → R5)
キュウリ 7戸 → 116戸(保有率約13%)
イチゴ 3戸 → 45戸(保有率約12%)
バラ 2戸 → 9戸(保有率約33%)
- 2 生産者による自主勉強会の発足
■ 邑楽館林地区では、キュウリ生産者の自主勉強会「節なり会」が発足(平成30年)。収量や環境計測データ等をクラウド上で共有する等ICTの活用が進み、会員の収量増加の事例がみられている。
■ 切りバラでは、SNSやクラウドを活用し、環境制御に関して、県域で情報交換を実施している。
- 3 データ活用調査研究の開催
■ ハウス環境や気象データの効率的な処理を行うため、BIツールを活用してデータ分析と情報共有をするために、普及指導員対象にデータ活用の調査研究検討会を開催した。
■ ハウス環境の見える化と気象データの自動グラフ化ツールを作成し、参加者間で共有した。



写真1 クラウド上のデータを活用した現地指導

普及指導員の活動

- 平成27年度～ 1.調査研究運営会議での技術の検討、情報交換
- 平成27年度～ 2.研修会等への出席
■ 専門家等を招いた研修会
■ 全農ぐんま園芸作物実証農場や農林大学校イノベーションファームでの研修会
■ 県内外の先進地の視察
- 平成30年度～(キュウリ)
令和2年度～(バラ) 3.自主勉強会の支援
■ 運営整備
■ BIツールによるデータ解析、見える化、クラウドを活用したデータ共有
■ 技術コンサルタントや民間農業支援サービスの活用



写真2「節なり会」の検討会

普及指導員だからできたこと

- ・ 現地に赴き直接農家を支援
- ・ 先進農業者、JA、県行政、市町村等と専門家や民間農業支援サービスをコーディネートし、自主勉強会の運営を支援した。
- ・ JAと日頃から連携していることで、生産組織に対し、データ駆動型農業への理解促進ができた。

省力化・効率化に資するスマート農業技術の実証と普及拡大（宮城県）

- スマート農業技術は、農業者の経営や営農の状況が異なるため、課題解決に適した技術の選定や導入を判断するための情報が求められており、RTKシステムを核として複数の技術を組み合わせた現地実証を実施した。
- 生産現場の課題にあった技術の選定や、実証後の生育・収量の比較など普及指導員の技術力を生かしながら技術の評価を行った結果、作業時間の削減や収量の安定化を定量的に実証できた。
- スマート農業技術の導入や効果的な活用に課題を抱える農業者に対し、普及センターが仲介して**アグリテックアドバイザー（メーカー技術者等）を派遣**。
- アドバイザー派遣の際は、普及指導員が農業者の現状や課題を把握し、**専門家との間に入って理解しやすい言葉で伝える**ことで、効果的な支援ができた。



大容量ブームスプレヤーでの除草剤散布



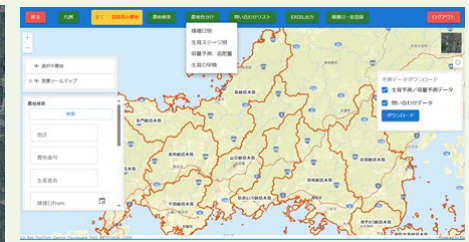
営農管理システムの導入・活用に向けた専門家派遣

デジタル技術を活用したパン用小麦「せときらら」開花期追肥の適正化による品質向上（山口県）

- 山口県の小麦主力品種「せときらら」は、パン用小麦として県内全域で栽培されているが、地域によるタンパク質含有率のバラつきや低下が問題となっており、**実需者が求める品質の安定的な確保**が喫緊の課題となっていた。
- このため、**デジタル技術を活用した生育予測・情報共有ツールの実証や、過年度の生育調査データ収集など生育予測精度の向上を支援**した。
- 県産小麦の需要拡大に向けた実需者と生産者団体等との連携支援や情報発信を行った。
- その結果、県内の**令和6年産「せときらら」子実タンパク質含有率の生産者平均は12%以上となり、実需者から一定の評価が得られた**。また、株式会社ニップン（実需者）、JA山口県、山口県の3者で農業振興に関する連携協定を締結し、今後の小麦生産拡大に向けた取り組みが始まった。



開花期追肥マップ



営農ツールの画面

シキミ園地におけるドローン防除の導入に向けた支援 (宮崎県)

- シキミは中山間地域の主要な品目である一方、生産者の高齢化が進んでおり、急傾斜地での夏場の防除作業の省力化を望む声が上がったが、令和3年当時、シキミでドローン散布が可能な農薬登録がなく、散布時の樹体への付着率についても不明であった。
- そこで、普及指導センターが中心となり、地域の関係機関、団体および宮崎県総合農業試験場と協議を進め、愛媛県や愛媛大学の共同研究に参画し、農薬登録適用拡大に向けた散布試験の実施や、樹体への付着率向上のための検討を行った。
- その結果、2剤が適用拡大となり、ドローン防除を組み込んだ新たな防除ごよみを作成した。
- また、生産者の意向調査を実施した結果、ドローン防除の作業委託を求める生産者が多かったことから、連携できる農業支援サービス事業者のリストアップを行い、受託体制の整備を進めている。



愛媛県・愛媛大学と地元
関係機関との検討会



農薬散布試験

農業支援サービス事業者の利用促進に向けた 研修会開催 (大阪府)

- スキマバイトサービス“タイミー”の農業分野での使い方を紹介する研修会を開催。

自宅受講 WEB開催 人手不足・人材確保に悩んでいませんか?

農業分野における 新たな人材マッチングサービス紹介

アルバイトが急に体調不良に。。
求人掲載しても募集が集まらない。。
同じ人に繰り返し来てほしい

スキマバイトサービス“タイミー”の農業分野での使い方紹介

登録無料!
引き抜きOK
最短即日でマッチング
累計ワーカー数450万人

日時 4月27日(木) 19:00~20:00
Zoom開催(申し込み時のメールアドレスにURLをお送りします)

内容 ■タイミーの概要説明
■タイミーの農業分野での活用事例

参加無料

QRコードから4月26日(水)15:00までにお申込みください。

主催・問合せ先：大阪府南河内農と緑の総合事務所 農の普及課(担当：...) TEL:0721-25-1174

研修会のチラシ

有機エンジンを核とした有機農業者の育成 (兵庫県)

- 豊岡市の就農研修事業「豊岡農業スクール」を卒業した有機農業志向のメンバーを中心に発足した豊岡オーガニックワークスでは有機エンジンを核とした共同出荷に取り組んでいるが、有機エンジンの生産拡大に向けて、**雑草対策や作業の効率化、さらなる販路の拡大等**が課題となっていた。
- そこで、豊岡農業改良普及センターは、先進地事例調査や実証ほ場の設置により、**太陽熱を利用した土壌還元消毒を基本とした土づくり技術の習得を支援**するとともに、**うね立て同時マルチ作業の委託体制を整備**。
- また、商談会への参加、ブランド化に向けた商標登録、**市立小中学校への有機農産物提供の仕組みづくり**を支援したほか、出荷調整の効率化に向けた**出荷管理ツールの開発**を行った。
- 以上の取組により「**有機エンジンを核とした有機農業経営モデル**」を確立し、後継者育成へとつながった。



実演会を開催



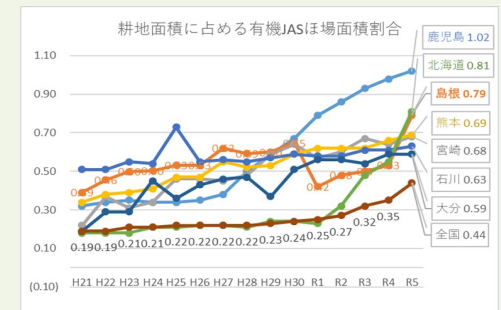
「有機の日」に食育を実施

有機JAS認証取得に向けた普及指導員の資質向上 (島根県)

- 有機JAS認証ほ場の拡大を進めるために、**農業革新支援センターが、県庁・島根有機農業協会（認証登録機関）と連携**し、普及指導員が農家へ指導を行う際の**参考資料を作成**し、現地での指導が効率的にできるようになった。
- 併せて農業者への有機JAS認定申請書作成支援技術向上のため、**認証取得に関する研修を実施**することで、有機農業を担当する普及指導員の有機JAS認証の理解度が上昇した。
- 耕地面積に占める有機JAS認証ほ場の面積割合が**0.42%(155ha:令和元年)から0.79%(285ha:令和5年)に増加した**。
- 農業革新支援センターとして、**普及指導センターや行政、認証登録機関のパイプ役**となり、有機JAS認証取得に向けた技術相談に対する回答・助言、その内容の情報共有を行うことができた。



研修会の様子



耕地面積に占める
有機JASほ場面積割合

地域毎の検討会における話し合いの支援 (高知県)

- 地域計画・目標地図策定に向けて、**検討会を開催し**、農地の現況地図をもとに、さらなる農地の利用貸借、受け手の掘り起こし、地域計画素案への意見徴収をしながら、地域への共通認識を深めた。

- **集落営農の推進や親元就農支援策などの情報提供**を行うとともに、**グループ討議の進行役**を務め、参加者からの意見を引き出す役割を担い、**課題の抽出等、目標地図の話し合いを支援**。



地図上で耕作する農地を確認

実効性のある地域計画の作成の促進 (静岡県)

- 担い手に対し、地域計画の意識調査や、個別経営相談会の実施、儲かる農業の提案等により、今後どの農地を耕作したいか等の**担い手の将来の経営意向を地域計画に反映させるため、経営計画の策定支援**を実施。
- **担い手の農地利用の考え方や農地の立地や栽培環境を踏まえた将来構想案のとりまとめ**を行うとともに、協議の場の開催方法の検討により、**実効性のある協議の場を創出**。

地域計画策定に向けた集落話し合い (滋賀県)

- 各市が開催する「**地域計画推進会議**」に参画し、各地域の進捗を共有するとともに、**推進に向けて助言等**を行った。

- また、各市と連携して、**集落や担い手への説明会**に出席し、地域計画作成の意義や地域における進め方、今後の地域農業の方向性などについて助言や意見交換を行った。



協議の場



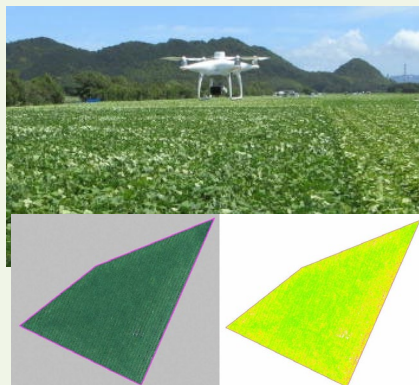
担い手の経営計画の策定支援



実効性のある協議の場の創出

かんしょ産地におけるスマート農業実証 (徳島県)

- 徳島県のかんしょ栽培は、作業の多くが機械化されているものの、ほ場への移植は手作業で生産者の負担が大きく、また収穫後貯蔵中に腐敗するイモの発生が多いなど課題がある。
- 併せて、化学肥料の高騰や新たな病害虫の被害増加も懸念されることから、対策が急務となっている。
- 県研究課で新しく開発された移植機をはじめ、スマート化につながる機器の検証を行うため、**革新支援センター**の呼びかけで生産法人、JA、全農、経営分析法人、研究課、普及指導センターからなる**実証コンソーシアム**を設置。
- 労働時間の削減、化学肥料及び化学農薬の使用量低減、貯蓄時の腐敗率低減等により、**経営収支5%以上の改善**に貢献。



かんしょ移植機を用いた作業 ほ場における環境観測及び生育センシング (NDVI解析) の様子

経産牛を活用した6次産業化の可能性 (沖縄県)

- 八重山地域は、県内でも畜産が盛んな地域だが、近年の飼料価格高騰、子牛、廃用牛価格の低迷等で厳しい状況にある。
- そこで、肉用牛の新たな販路開拓のため、経産牛に付加価値を付ける取組として、経産牛の6次産業化を計画。**希望農家**に対して、講習会や個別指導を通して、**食品表示、原価計算、衛生管理、賞味期限等の基礎知識の習得支援**を行った。
- また、**県の6次産業化支援事業と連携し、事業内で商品開発の専門家に助言をもらいながら**、商品のストーリー、ターゲット、食味、デザイン等を検討した。
- その結果、経産牛の精肉を扱う加工所兼直売所を開業し、経産牛の加工商品2品を開発した。商品は順調に販売数を伸ばし、精肉を飲食店へ卸す等、現在も販路を徐々に拡大している。
- **地域の農産加工事業者、商品開発の専門家と農業者と結びつける**ことで、新商品の開発、新たな販路の開拓・拡大につながった。



開発した新商品

精肉加工所兼直売所の開業

環境制御・高温対策の普及によるトマトの生産安定 (千葉県)

- 千葉県のトマトは重要な園芸品目の1つであるが、資材高騰・単価の低迷による収益性の低下や夏季の高温による収量及び品質の不安定さが問題となっている。
- そこで、補助事業の活用や**民間栽培コンサルタントとの協働体制の構築**により、スタディクラブの活動を支援した。
- 環境制御に取り組む生産者の個々の課題を具体化し、**各関係機関、民間コンサルタントがそれぞれの役割を活かし効果的な活動となるようコーディネート**を行った。
- また、トマト生産対策会議として関係機関一丸となり、夏季の高温と黄化葉巻病等の病害対策を両立できるよう技術の再構築を図った。特に高温下で重要なかん水管理については、実証ほを設置しかん水の見える化と自動かん水の県内各産地への普及を図った。



事業を活用したコンサルティングの様子



高温対策実証ハウス

地域営農法人の経営安定に向けて ～水稲直播栽培導入支援～ (熊本県)

- 地域営農法人への農地集積が進んでいく一方、法人の構成員自体も高齢化による労働力不足に直面しており、面積の維持・拡大のためには省力技術の導入が不可欠。
- そこで、農業普及・振興課では、地域営農法人の労働力不足に対応するため、乾田直播の展示ほを設置し、各種調査を行い、その効果を検証するとともに、**取組法人への重点指導、関係機関を参集した実演会等開催**し、他法人への技術の普及を実施。
- 直播栽培取組面積は、**(R6年度) 4.5ha⇒(R7年度) 約40haに拡大**。



播種・鎮圧の様子



実演会の様子

(参考3) 新しい運営指針 (令和7年4月30日農林水産省告示第674号) のポイント

現場の課題や基本計画に位置づけられた施策の方向性を踏まえ、新たな運営指針において、普及事業が取り組む課題及び重点的に取り組む事項、効果的・効率的な普及指導活動のための取組等について位置づけ。

普及指導活動の基本的な課題

1 担い手の育成・確保

地域計画に位置づけられた担い手の育成のほか、女性の参画、農業 支援サービスや多様な人材の活用等を推進

2 スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、農業支援サービスの活用促進等を推進

3 みどりの食料システム戦略の推進

気候変動適応策のほか、有機農業の面積拡大、化学農薬・化学肥料の適正利用など、みどり戦略に位置付けた新技術の導入を推進

4 食料の安定供給の確保

肥料・飼料の国内資源の利用拡大、家畜伝染病疾病予防、輸出拡大など国内供給力の強化等を推進

5 農村の振興

地域計画の実現に向けた合意形成支援、中山間地等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態や要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えや復旧・復興に向けた取組を推進

基本的な課題に対応した取組の推進方向

1 担い手の育成確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

次世代の担い手への円滑な生産基盤の継承、法人化や労働環境の整備、女性農業経営者の技術習得等を推進

2 スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

スマート農業技術及び生産方式の導入に関する相談体制の整備と計画づくりに対する伴走支援等を推進

3 農業支援サービスの活用の促進

サービス事業者に関する情報や、サービス活用を通じて資材コストを低減する経営手法に関する情報等の提供を推進

4 マーケットインの生産体制の構築

食料システム関係者等との連携の下、産地の労働力等を踏まえた品種、栽培方法の選定と技術指導等を推進

普及指導活動の効果的・効率的な実施

1 農業者に対する支援の充実・強化

関連する施策情報の提供、ICTの積極的な活用、地域計画に係る話合いのコーディネート等を推進

2 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

食品事業者など多様な関係機関間のコーディネート役を担うことを通じた産地プロデュース機能の発揮と連携機会の創出を推進

3 試験研究機関との連携強化

大学、民間企業を含めた試験研究機関に対する現場の課題伝達等を通じた技術開発の促進と成果の活用等を推進

4 都道府県間の連携等

行政区域を越えた情報共有、技術協力等を推進

普及指導員の配置

経験豊富な普及指導員の再雇用、普及指導活動への理解醸成・社会的認知度の向上等を通じた人材確保、若手職員の意欲向上等を推進

普及指導員の資質向上

1 向上を図るべき資質

スマート農業・有機農業など主要な施策に係る農業技術や農業経営に関する知識、ファシリテーション能力等の向上を推進

2 資質向上の方法

食料システム関係者との交流等を通じた人脈形成、外部機関を含む研修参加の促進

普及指導センター等の運営

スマート農業等の技術や経営に関する情報発信・相談対応、食料システム関係機関のハブ機関としての機能強化、ICTを活用した情報継承等を推進

研修教育の充実強化

農業者研修教育施設において、就農する学生等の増加に向け

- ① 実践的・発展的な教育の充実強化と機械等の導入
- ② 雇用就農の円滑な推進のための農業法人等とのマッチング
- ③ 普及指導センターを含む関係機関との連携による就農支援 等を推進

(参考4) 令和8年度普及事業関連予算の概要①

括弧内は令和7年度予算額

- 令和8年度は、協同農業普及事業交付金のほか、関連予算として食料安定供給の確保等に資する種々の予算を確保。

協同農業普及事業交付金 2,350百万円 (2,350百万円)

普及指導員による農業者への直接的な技術・経営指導を行うとともに、担い手のニーズに即した開発技術の迅速な社会実装を推進。

食料安全保障の強化

国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち新たな生産・流通モデルづくり事業 【R7補正】5,008百万円の内数

- ・ 麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、新品種の導入、フレコンの本格導入、実需者の加工試験など、新たな生産・流通モデルづくりを支援。

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業 564(-)百万円の内数

- ・ 担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、生産コストの低減に対する意識を醸成した上で、多収品種の導入やスマート農業技術の導入等の革新的な技術の導入が急務となることから、米の超低コスト生産の実現に向けた取組・新技術の検証等を支援。

国内肥料資源利用拡大対策事業 【R7補正】7,000百万円の内数

- ・ 肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内肥料資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援。

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 346(346)百万円

- ・ 都道府県等が主導して、輸出の推進体制を組織化する取組を支援するとともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換の取組を支援するなど、大規模輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援。

持続的生産強化対策事業

果樹農業生産力増強総合対策 5,556(5,323)百万円の内数

- ・ 省力的な樹園地への改植・新植、担い手の確保・定着等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証、気候変動への適応対策等の取組を支援。

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 728 (728)百万円の内数

- ・ 花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等、地域や全国で生じている課題解決に資する取組を支援。

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 1,150(1,150)百万円の内数

- ・ 茶・薬用作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 1,708 (1,025) 百万円

- ・ 地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化するとともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換の取組を支援し、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

戦略的農林水産研究推進事業 912(1,369)百万円の内数

- ・ 食料安全保障の強化に向けた生産性の抜本的向上技術、気候変動への対応に向けた農業・林業・水産業の各分野における温暖化適応技術、輸出の拡大に向けた輸出先国・地域の規制やニーズに対応するための技術、環境負荷の低減に向けた化学農薬の効率的な施用技術等の研究開発を戦略的に推進する。

輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発 【R7補正】200百万円の内数

- ・ 海外におけるニーズが高い輸出重点品目について、輸出先国の規制やニーズに対応した栽培・加工技術や、長距離輸送に対応した技術など、輸出拡大に資する技術を開発し、「海外から稼ぐ力」の強化に貢献。

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発

【R7補正】3,010百万円の内数

- ・ 生産性の抜本的な向上を加速化する多収性品種等革新的な特性を持った品種、開発した品種の利用拡大に資する栽培技術、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等について、新たに整備する高精度な分析機器も活用しつつ実施。加えて、スマート育種技術を低コスト化・高精度化し、育種現場で簡便に利用できる育種効率化基盤を構築。また、水稻の生産性の抜本的向上に資する技術の開発により、我が国の食料安全保障の確保に貢献。

戦略作物生産拡大支援 30(35)百万円の内数

- ・ 生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う、麦・大豆等の安定生産技術の導入や飼料用米の多収品種や直播栽培の導入など生産性向上に資する技術等の実証等を支援。

GAP拡大推進加速化 110 (111)百万円の内数

- ・ 持続可能な農業構造の実現の観点から、GAP指導員による指導活動、農業教育機関や実需者と連携した産地がGAP認証を取得する際に必要な経費など、国際水準GAPの推進に向けた取組を支援。

農作業安全総合対策推進 36 (31)百万円の内数

- ・ より実効性のある農作業安全対策を推進するため都道府県段階の推進協議会等が、農業者に対し農作業安全に係る研修等の実施に必要な費用を支援。

(参考4) 令和8年度普及事業関連予算の概要②

農業の持続的な発展

集落営農連携促進等事業 186(200)百万円の内数

- 地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた具体的な取組を支援。

農地中間管理機構事業 4,644(4,276)百万円の内数

- 農地バンクを通じて農地の集約化に取り組む地域において、きめ細やかな現地活動を強化するため、農地相談員(現地コーディネーター)の活用を支援。

スマート農業技術開発・供給加速化対策【R7補正】8,970百万円の内数

- スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が 高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組を支援。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 2,530(30)百万円の内数

- 農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向け、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援。

【R7補正】15,658百万円の内数

- スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
- スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

農村の振興

農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 7,045 (7,389)百万円の内数【R7補正】2,925百万円の内数

- 地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援。

中山間地農業推進対策事業【R7補正】2,925百万円の内数

- 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成のほか、棚田地域振興に関する取組を支援。

環境と調和のとれた食料システムの確立

みどりの食料システム戦略推進総合対策 574 (612)百万円の内数

- 環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産・加工・流通・消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを推進支援。

新規就農者育成総合対策 10,427(10,748)百万円の内数

- 就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付や、経営発展のための機械・施設等の導入、新規就農者の誘致環境の整備、農業教育の高度化等の取組を支援。

(関連事業) 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業【R7補正】12,856百万円の内数

農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート推進事業 446(425)百万円

- 都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援。

消費・安全対策交付金のうち水稻におけるカドミウム及びヒ素濃度低減技術の実証・普及 1,896(1,896)百万円の内数

- 国際的なコメ中のカドミウム及びヒ素基準値の見直しの動き等を踏まえ、より安全な農作物の供給体制の確立に向け、水管理の省力化等の新たな研究成果に基づく 水稻のカドミウム及びヒ素濃度低減技術の実証・普及を支援。

消費・安全対策交付金のうち 病害虫の防除の推進 1,896 (1,896)百万円の内数

- 農業者へ使いやすい形で総合防除を普及するため、総合防除実践指標の作成、これらに必要な地域の総合防除体系を確立するための実証及び指導者の育成に必要な研修・講習への参加や開催を支援。
- 従来防除対策では防除が困難となっている作物について、緊急的な防除体系の確立に向けた代替農薬の選定、新たな防除技術の実証等を支援。
- サービス事業者やメーカー等の幅広い関係者と産地が連携し、地域一体となった効果的・効率的な新たな防除体制の構築を支援。

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,900)百万円の内数【R7補正】6,800百万円の内数

- 鳥獣被害の防止に向け、ICT等を活用した農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲や侵入防止柵の管理負担軽減等、スマート鳥獣害対策の推進、高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保を支援。
- また、捕獲鳥獣を有効活用し、更なるジビエ利用を拡大するため、処理加工施設の整備や情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援。

防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

園芸産地における事業継続強化対策【R7補正】194百万円

- 産地ごとに必要な耐候性を踏まえ、産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)の見直し等を行うための取組を支援するとともに、非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、災害復旧の取組実証、ハウスの補強等の被害防止対策に資する取組を支援。

(参考5) 協同農業普及事業の変遷

- 協同農業普及事業は、農業・農村をめぐる情勢の変化や農政の展開方向等を踏まえ、効率的かつ効果的な運営が図られるように、その制度的枠組みを改正。
- 近年では、普及指導活動の高度化や地方分権による都道府県の自主性・裁量性の確保の観点から改正。

S23 農業改良助長法制定

普及指導員の設置（普及職員の一元化）

直接農業者に接して普及指導を行う改良普及員と、専門事項に関する調査研究及び改良普及員の指導を行う専門技術員を普及指導員として一元化し、職員能力の高度化と職員配置及び事業運営の効率化を推進

S27 専門技術員及び改良普及員の設置を規定

農業改良普及センターの必置規制廃止

都道府県による弾力的・機動的な事業運営に資するため、普及指導センターの必置規制を廃止し、併せて改良普及員の普及指導センターへの配属義務を解除することで、都道府県の裁量による普及指導センターの設置及び運営が可能となった

S33 農業改良普及所の設置

H6 農業改良普及センターに改称

三位一体改革による税源移譲

都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲（H17→H18：▲182億円）

H16 普及指導員の設置を規定
農業改良普及センターの必置規制廃止

都道府県の裁量の拡大

地方分権を推進する一環として、都道府県が協同農業普及事業の実施方針を策定又は変更する際に行うこととされていた農林水産大臣への事前協議を廃止

H18 三位一体改革による税源移譲

普及指導員の任用資格の拡大

6次産業化等を進める農業者からの幅広いニーズに対応できるように、農産物の加工や販売などの2次・3次産業と関連のある事業・制度に見識を有する多様な人材を、即戦力として普及指導員に任用することが可能となった

H23 都道府県の裁量の拡大

H27 普及指導員の任用資格の拡大